

## 奄美・琉球のこれまでの経緯について

### 1. 世界自然遺産候補地の選定

(1) 環境省と林野庁が、平成15年に、学識経験者からなる「世界自然遺産候補地に関する検討会」を共同で設置し、自然遺産の新たな推薦候補地を学術的見地から検討。

(2) 「知床」、「小笠原諸島」、「奄美・琉球」の3地域を我が国における新たな世界自然遺産候補地として選定。

○「知床」は平成17年に、「小笠原諸島」は平成23年にそれぞれ世界自然遺産として登録。

○平成15年の検討会において「奄美・琉球」の評価された点と課題は以下の通り。

#### 【評価された点】

- ・極めて多様で固有性の高い亜熱帯生態系やサンゴ礁生態系を有している点、また優れた陸上・海中景観や絶滅危惧種の生息地となっている点

#### 【課題】

- ・絶滅危惧種の生息地など、重要地域の一部はいまだ十分な保護担保措置がとられていない。

### 2. 世界遺産条約関係省庁連絡会議の開催

(1) 平成25年1月31日に開催された世界遺産条約関係省庁連絡会議（外務省、文化庁、環境省、林野庁ほかで構成）において、「奄美・琉球」を我が国の世界遺産暫定一覧表に記載することを政府として決定。記載のために必要な書類をユネスコ世界遺産センターに提出。

## (2) 世界遺産暫定一覧表記載のための提出文書概要

名称：奄美・琉球

世界遺産の評価基準：

当該資産は、世界遺産の評価基準のうち、(ix) 生態系、(x) 生物多様性を満たすものと考える。

### (ix) 生態系

この地域だけに残された遺存固有種が分布しており、また、島々が分離・結合を繰り返す過程で多くの進化系統に種分化が生じている。

### (x) 生物多様性

IUCN レッドリストに掲載されている多くの国際的希少種や固有種の生息・生育地であり、世界的な生物多様性保全の上で重要な地域である。

### (注)

- 記載のために必要な書類の提出に対してユネスコ世界遺産センターから、「世界遺産たりうる具体的な地域とその位置に関わる詳細な情報」を求める照会があった。
- 本件照会に対しては、「奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会」での具体的な地域の絞り込みに関する検討・助言を踏まえて回答する予定。